

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年5月28日開催 労働金庫業界]

1. 金融政策の枠組みの見直しを踏まえた対応について

- 金融機関にとって、政策金利の引上げは、言うまでもなく大きな経営環境の変化である。各金融機関においては、こうした環境変化を見据え、昨年来、様々な準備、対応を進めてきたものと承知しているが、今一度自金庫の経営戦略やリスクテイク方針等を振り返っていただき、必要な対応を取っていただきたい。
- また、政策金利の引上げは、顧客にも様々な影響を及ぼす。既に多くの金融機関では、預金金利の引上げを決定しているところだが、預金者は利息収入の増加の恩恵を受け一方で、仮に、貸出金利が上昇することになれば、借り手の返済負担は増加することになる。金融庁としても、金融政策の枠組みの見直しを踏まえた各金融機関の動向と、それによる住宅ローンの利用者等への影響について、注視していく。
- 住宅ローンについては、それを借り入れる個人にとって非常に大きな金額であり、変動金利の内容やリスクを適切に理解していただくことが極めて重要と考えている。ローン契約に当たっては、その内容や、金利変動リスク等について、利用者への適切な情報提供と十分な説明を行っていただきたい。

2. 令和6年能登半島地震に伴う在留期間の延長について

- 令和6年能登半島地震を踏まえた特例措置として、出入国在留管理庁において、今回の地震に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に住居地がある者等の在留期間の満了日を2024年6月30日まで一律に延長する措置が講じられている。
- 本件に関しては、各金融機関が管理している在留カードに記載された「在留期間の満了の日」が当該延長前の日付となっていることから、外国人顧客が保有する金融機関の口座が閉鎖される事例が発生している。
- 各金融機関においては、このような事例が発生しないよう、本延長措置の

内容を営業店に周知・徹底いただき、在留期間の取扱いにあたって、本延長措置を踏まえた適切な対応を行うとともに、「外国人顧客対応にかかる留意事項」や「取組事例」も活用しながら、外国人顧客の利便性に配慮した対応をお願いしたい。

3. 手形等のサイトの短縮への対応等について

- 4月30日、公正取引委員会が「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更」を公表したことを受け、公正取引委員会及び中小企業庁より、手形等のサイトの短縮への対応について周知の要請があった。
- これを踏まえ、同日付けで、金融庁より協会をはじめ傘下金融機関に対して、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めるよう、要請文を発出したので、各金融機関においては、適切な対応をお願いしたい。
- なお、手形・小切手の取扱いを巡っては、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」において、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との最終目標を掲げ、官民一体で取組を進めており、各金融機関等による取組がより一層推進されるよう、引き続き対応をお願いしたい。

4. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 3月8日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。各障がい者団体から、「ATM開発等の際には、障がいを持つ当事者の視点を取り入れていただきたい」「口座開設手続きにて家族以外の同行者の代筆を断られたため改善及び代筆の内規の徹底をお願いしたい」「対面サービスを行う店頭窓口にて、代筆・代読を行っている旨の表示をお願いしたい」といった意見・要望が出された。
- 4月19日、この意見交換会の議事概要を金融庁ウェブサイトにて公表しているため、参考にしていただき、一層、障がい者等に配慮した取組を進めていただきたい。

- また、例年実施しているが、5月17日、障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出したのでよろしくお願ひしたい。回答を回収・取りまとめ次第、結果を公表・還元する予定。

5. 保護観察対象者等の口座開設支援について

- 2023年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画を踏まえ、暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、法務省及び警察庁等と連携して預貯金口座の開設支援策の検討を行ってきた。
- 今般、法務省に登録されている協力雇用主の下で就労し、責任ある社会の一員として社会復帰を目指す保護観察対象者等が、就労先から給与を受け取るための預貯金口座開設を申し込んだ場合において、過去に犯罪をしたことや非行のあったことのみを理由として排除されることがないように、保護観察対象者等の預貯金口座の開設に向けた支援を行うため、金融庁からも、2024年3月26日、各業界団体に対し「保護観察対象者等の口座開設支援について」について周知依頼した。
- 各金融機関においては、法務省が行う本支援の内容を周知していただくとともに、保護観察対象者等の預貯金口座の開設につき、本支援の趣旨を踏まえた判断がなされるようよろしくお願ひしたい。なお、暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進させるため、2022年2月に「暴力団離脱者の口座開設支援について」を要請しているところ、各金融機関においては、改めて同支援の内容も周知・徹底していただくようよろしくお願ひしたい。

(参考) 第二次再犯防止推進計画(抄)(2023年3月17日閣議決定)

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

iii 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号55】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センター等と矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団員に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。

また、警察庁、法務省等の関係省庁は連携の上、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者

等の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や預貯金口座の開設支援などの社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図る。【警察庁、金融庁、法務省】

6. 持続的な賃上げを実現するための「パートナーシップ構築宣言」に係る周知について

- サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、発注者が下請企業との共存共栄を宣言するいわゆる「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を政府全体で推進してきたところ。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定や下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を受けて、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が改正されたことを踏まえ、4月15日付で金融庁から各金融関連の業界団体を通して、本宣言の周知等を行った。
- 既に宣言していただいている金融機関においては、「パートナーシップ構築宣言」の更新及び実行を、まだ宣言されていない金融機関においては、新しいひな形での宣言の検討をお願いしたい。
- なお、サプライチェーン全体で見れば、金融機関の顧客である各事業者においては、その取引先から労務費等が転嫁されること等に対応するための資金需要が高まることも考えられるところ。
- こうした状況もふまえ、各金融機関においては、事業者に最大限寄り添ったきめ細やかな支援を引き続き徹底いただくようお願いしたい。

7. 特殊詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について

- 2023年の特殊詐欺被害全体の認知件数は19,033件（前年比+1,463件）、被害額は441.2億円（同+70.4億円）となっており、還付金詐欺を含めた振込型特殊詐欺（※）においても認知件数、被害額ともに前年に比べ増加している。

（※）振込型特殊詐欺は、「還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺」が大半を占める。

- 警察庁や各都道府県警から協力体制の構築について相談があった場合に

は、積極的に協力いただくようお願いしたい。

8. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

○ 3月20日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2023年7月から2024年1月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表。

○ 同報告書では、

- ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業等へのサイバー攻撃を継続し、外貨の獲得源としていること
- ・ IT分野をはじめとして、在外北朝鮮労働者が北朝鮮による資金獲得に貢献していること
- ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

○ 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

9. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）について

○ 4月5日に設立された金融経済教育推進機構（じえい ふれっくJ-FLEC）について、4月末に公式ウェブサイトが開設され、今後の業務運営方針等が発表された。金融庁及びJ-FLECにおいては、官民一体となって、国全体として中立的な立場から金融経済教育を推進していくべく、8月の本格稼働を目指し準

備を進めている。

- J-FLECの認知度を向上させ、事業内容を周知するため、広報用フライヤー及びリーフレットを作成しており、J-FLECウェブサイトでも公表している。J-FLECの概要や事業内容が分かりやすくまとまっているので紹介する。とりわけ、従業員向けの金融経済教育の提供にあたっては、企業にJ-FLECを活用いただくべく、会員各行から取引先企業への周知の協力をお願いしたいと考えており、これらの広報資料も積極的に活用いただき、取引先企業にJ-FLECの活動を周知いただきたい。

(参考) J-FLEC広報用パンフレットの公表 URL

- ・ フライヤー (簡略版) :
https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/J-FLEC_flyer_A4.pdf
- ・ リーフレット (詳細版) :
https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/J-FLEC_leaflet.pdf

10. Japan Weeks 2024 について

- 国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取組の一環として、2024年9月下旬から10月上旬にかけ開催する「Japan Weeks」について、先日特設サイトを開設した。
- 特設サイトは今後更新していくので、各金融機関においてはぜひ注目いただきたい。また、Japan Weeks中にイベント開催を予定している方においては、総合政策課に随時情報を寄せていただきたい。

(参考) Japan Weeks 2024 特設サイト URL

- ・ <https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2024/>

11. Japan Fintech Week 2024開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2024」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外を含め多くの方が Japan Fintech Week 2024に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。

- また、中核イベントとして開催したFIN/SUM 2024 も、Japan Fintech Week 2024 との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーの連携強化の機会となったのではないかと思う。
- 各金融機関にはFIN/SUM 2024 をはじめとして、多くのイベントへの参加や支援をいただいたと伺っている。初開催にもかかわらず「Japan Fintech Week 2024」を充実したものとすることができ、協力に感謝申し上げる。
- 2025 年も、3月3日(月)～7日(金)をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち4日(火)～7日(金)に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 各金融機関のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、2024 年以上に連携を強化したい。

12. マネロン等対策に係る当面の対応について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2024 年3月末に対応期限を迎え、4月末に「対応結果の報告」を提出いただいたところ。経営トップのリーダーシップのもと対応を進めてこられたことに感謝申し上げます。
- 金融庁としては、当面の間、本報告を踏まえたモニタリングを通じて、各金融機関における態勢整備状況の確認を行っていく。
- こうしたモニタリングの結果を踏まえて、これまで申し上げてきたとおり、必要に応じて個別に行政対応を検討する必要があることを改めて申し上げます。
- 今後は2028年に予定されているFATF第5次対日相互審査も見据え、各金融機関においては整備したマネロン等リスク管理態勢を適切に運用し、その有効性を検証し、継続的に態勢を維持・高度化していただく必要がある。
- 金融庁としても、各金融機関における、こうした有効性の検証等の取組について先行的に対応を実施している金融機関の事例を共有するとともに、各金融機関の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか

検討を進めてまいりたい。

13. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」について

- 4月17日、マネロン等対策に関する政府の新たな行動計画が策定、財務省ウェブサイトにおいて公表された。
- 新たな行動計画は、今後3年間の政府及び金融機関等が実施すべき取組を取りまとめたものであり、金融業態においても、官民一体で、リスクベースアプローチに基づきマネロン等対策の強化・高度化を着実に進めていく必要がある。
- これまでの計画では期限を定めて基礎的な態勢整備を主に対応してきたところ、先ほど申し上げたとおり、今後は態勢の実効性を高めていくとともに、金融犯罪の巧妙化をはじめとするリスク環境の変化にも対応できるよう取り組んでいただきたい。
- 各金融機関の経営トップの方々においては、引き続き自らのリーダーシップの下で、これまでに整備した態勢の下、その有効性を高める取組を着実に進めていただきたい。

(以 上)